

資格停止業者	資格停止期間	資格停止理由
日本紙通商株式会社 代表取締役 吉田 太	令和6年4月3日から令和6年8月2日	公正取引委員会により私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為として事実認定されたことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
国際紙パルプ商事株式会社 代表取締役 栗原 正	令和6年4月3日から令和6年8月2日	公正取引委員会により私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為として事実認定されたことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
K P P グループホールディングス株式会社 代表取締役 栗原 正	令和6年4月3日から令和6年8月2日	公正取引委員会により私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為として事実認定されたことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
日本紙パルプ商事株式会社 代表取締役 渡辺 昭彦	令和6年4月3日から令和6年8月2日	公正取引委員会により私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為として事実認定されたことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。